

## クリーンライフ協会 平成23年度事業計画

### **一. 東日本大震災で被災されたクリーニング業界関係者及び被災地への支援**

#### **1. クリーンライフ募金の継続**

東日本大震災からの復興は、今後徐々に進むことが期待されているものの、南北450kmにもおよぶ被害、津波による財産の流出、原子力発電所事故等、今までに日本が経験したことがないような想像を絶する被害が一度に発生しているため、被災地域の住民が普通に生活できるまでには10年～20年単位の長い時間が必要と言われている。

そのような状況下、クリーニング業界としては社会の一員として息の長い支援を継続して行なうことが求められており、引き続き震災募金に取り組んでいくこととする。

#### **2. クリーニング業に関する施策の国への要望**

震災発生直後、クリーンライフ協会では、今後クリーニング業界で問題となるであろうことを整理し、迅速に政府等へ要望を行った。

前述の通り、復興までは長い道のりとなることから、必要に応じて、随時、厚生労働省等へ要望を行なうこととする。

#### **3. 節電等、国の施策に対する協力**

原子力発電所の事故に伴って電気供給力が減少する中、政府では夏場の受給ギャップ是正を行なうため、全国の事業者需要抑制を求めている。具体的には、契約電力500kW以上の大口需要家には電気事業法第27条に基づく使用制限が適用されるほか、500kW以下の小口需要家にも自主行動計画策定を求めている。

現状では《ピーク期間・時間帯における使用最大電力15%抑制》が1つの目標であり、クリーニング業界全体としてもこの方向性に対応するため、資源エネルギー庁等が発する国の方向性に基づきPR等に努める。

#### **4. マシンリングシステム具現化を通じた被災業者への支援並びに被災地の衛生保持への貢献**

厚生労働省では、中小企業庁と連携し、被災地における生衛業関係の仮設店舗の設置計画を進めている。クリーンライフ協会としても、被災地における衛生の保持、マシンリングの考えに基づいた共同工場設置を念頭に、できる限り協力をしていくこととする。

クリーニング需要が戻るためには、当然のことながら、市民生活の立て直しが不可欠であるが、一步一步、復興に向けての支援を行っていく。

#### **5. ホームページの充実**

平成22年度に立ち上げたホームページの充実を図り、被災地はもちろん支援する側にとっても有効な情報の発信に努める。

### **二. 建築基準法問題への対応**

#### **1. コンプライアンス問題としての普及PR**

建築基準法の引火性溶剤規制については、まず何よりも地域住民を火災の脅威にさらさないということが重要な点である。国土交通省からは、実際に引火性溶剤による火災発生の過

去の事例も現に指摘されているところであり、クリーニング業界が、地域社会・地域住民への安心を提供するためのコンプライアンス問題としてPRを行っていく。

## 2. 建築基準法に適合するための業界内の普及PR

そして、厚生労働省の「衛生管理要領」並びに国土交通省の「技術的助言」をもとに、各クリーニング店・工場において安全対策を行なうよう、あらゆる機会を通じてPRを行っていく。

## 3. 必要かつ正確な情報の会員への通知

本件に関する基本的な情報は、当然のことながら、本法を所管する国土交通省及び特定行政庁（地方公共団体）、またクリーニング業法を所管する厚生労働省から発信される情報こそが正確なことは言うまでもない。

クリーンライフ協会としては、正確な情報のみを出来る限り発信するよう努めていく。

とりわけ、多くのクリーニング業者が入場するCLV21大阪展示会は非常に有効な情報発信の場となるため、昨年度に引き続き普及コーナー等により企画展示を行なうこととする。

## 三. 需要拡大／消費者啓発事業

### 1. 家庭洗濯との比較によるクリーニング業の環境負荷の優位性の研究

家庭洗濯との比較によるクリーニング業の優位性は以前から言われていることだが、実際のクリーニング作業での条件設定等で大きくデータが変わってくるのが考えられるため、慎重に取り扱わなければならない。

その点を留意しながら、クリーニング業界のPRに役立つデータが得られるよう努めていく。

### 2. 利用者ニーズとクリーニング業者のギャップ改善の取組み

平成21年度に策定した新業界ビジョン《継ぎたくなる、嫁ぎたくなるクリーニング業界へ》で得られたデータを参考にしながら、引き続きギャップ解消＝お客様の本来ニーズの把握、に努めていく。

### 3. “取りこぼし品”をクリーニング需要として取り込むための活動

本来、クリーニングできる繊維製品であっても、お客様の多くがクリーニング対象品と認識していないケースもあり、需要拡大を図るためにも、それらのアイテムがクリーニング店に持ち込まれるよう、何らかのPRが必要である。一番身近なアイテムとしては、いわゆる「特殊品」が考えられ、手始めにはよいきっかけと言える。

### 4. クリーニングの日キャンペーンの実施

引続き、下記により開催予定のクリーニングの日キャンペーンを共同主催し、クリーンライフ思想の普及に努めるとともに、クリーニング需要拡大に結びつくPRを行なう。

〔概要〕

平成23年度クリーニングの日キャンペーン

日時：平成23年9月11日(日)

場所：東京・池袋／サンシャインシティ地下噴水広場

5. クリーニングサービスに関する利用者意識調査（全ク連・中央青年部会が実施）の普及  
全ク連・中央青年部会が実施する利用者意識調査の支援を行なう。

#### 四. コンプライアンス事業

##### 1. 建築基準法、消防法等への対応

前述の「二. 建築基準法問題への対応」に併せ、消防法等について各クリーニング業者が順守できるよう、啓発活動に努める。

##### 2. クリーニング師研修・業務従事者講習への対応

クリーニング業法で定められたクリーニング師研修・業務従事者講習を各クリーニング業者が適法に受講するよう働きかけを行なう。

なお、クリーニング業法第5条に基づく《従事クリーニング師の届け出及び変更の際の届け出》、並びに、クリーニング業法施行規則第10条に基づく《死亡した場合の免許の返還》を順守するよう、各クリーニング業者に働きかけるよう努める。

##### 3. 環境問題への対応

日本クリーニング環境保全センターと連携しながら、クリーニング業者が各種環境法規に適合できるよう、情報発信等を行なう。

#### 五. 情報共有化事業

##### 1. クリーニング事故防止システムの活用

クリーニング事故のデータベースである「クリーニング事故防止システム」を有効に活用することが類型化した事故の防止に大いに役立つとの観点から、その利用を促すとともにシステムの運用主体である日本繊維製品・クリーニング協議会の活動を支援する。

##### 2. 携帯情報サイトへの登録促進

平成20年度にスタートした携帯電話専用情報提供サイト「クリーンライフ・ネットワーク」の役割の重要性が増してきている現状を鑑み、内容の充実、情報提供の迅速化を促進するとともに、会員の登録が進むよう業界内へのPRを行なう。

##### 3. クリーンライフニュースの発行

会員向け情報提供媒体としてのクリーンライフニュースの重要性を鑑み、内容の刷新を図り、より有益な情報提供に努める。

#### 六. 業界活性化事業

##### 1. 業界内イベント等への協賛

クリーンライフ協会会員、または関連の団体等から要望があれば、協賛等を行なう。

##### 2. 社会貢献活動の推進

各般の社会貢献活動がクリーニング業界の活性化に結びつくとの観点から、以下の事業について、積極的に展開していく。

###### ① クリーンライフみよりの箱募金活動の拡充

本募金活動の意義を再認識し多くの募金が集まるよう、あらゆる機会を通じて募金活動

を展開する。

## ②社会的弱者支援体制の推進

地域密着型のクリーニング業だからこそ出来る社会福祉活動等について取り組めるような方策を考えていく。

## 3. 官公庁等が主催する会議への委員等派遣

官公庁等の行なう委員会等にクリーニング業界の代表者として本協会役員等を派遣し、業界の発展に結びつく主張等を行なう。

## 4. 円滑な事業承継のあり方の研究

平成 21 年度に取りまとめられた「クリーニング業における事業承継ハンドブック」をベースに、クリーニング業界において円滑な事業承継が一層促進されるよう、引続き必要な研究並びに普及活動を展開していく。

## 七. 組織基盤の拡充に関する事業

### 1. 会員の新規獲得

会員の拡充を図るために、各会員が 1 団体（社）の新規会員を獲得するとともに、展示会等を通じ関連業界等の会員増加を図る。またクリーニング業界の現状を踏まえ、より多くの業界関係者が加盟しやすくなるよう、会員資格の見直し等を含めた検討を行なう。

### 2. 業界内への本協会 P R

業界並びに関連業界の各種会合の機会をとらえて、本協会の目的を P R し、かつ各会員の発行する機関紙等へ統一的 P R 記事を掲載していくことで、加入促進を図る。また、関連する機関とも連携し、積極的に交流を図る。

### 3. 白ブレザーの着用促進

本協会の目的達成並びに会員外へのアピールのため、会員が率先して各種会合に白ブレザーを着用して P R を行なう。

# 日本クリーニング環境保全センター 平成23年度事業計画

## 一. 活動基調

石油など限りある資源を有効に活用するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減にむけて世界的に様々な環境対策が実践されているなか、東日本大震災による原発事故は、行政や産業界による省資源化策や二酸化炭素削減計画の抜本的な見直しを求められる状況にある。

原油関連製品を必須の要素とするクリーニング業界は、率先して環境対策に取り組む姿勢を示すとともに、可能な範囲での地球温暖化防止対策の策定とその実現に向けた活動、廃棄物の適正処理についての啓発、VOC 排出抑制などに総力を挙げて取り組むこととする。

## 二. 具体的実施事業

### 1. グリーン購入法判断基準と配慮事項の啓発活動

環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としたグリーン購入法の判断基準と配慮事項に示されているクリーニング業における省エネ、省資源等の具体的な対策を業界内に周知、実行させるための啓発活動を展開する。

### 2. 廃棄物対策

使用済み石油系溶剤カートリッジをはじめとするあらゆる廃棄物を適正に循環利用、もしくは適正に処分することを徹底する。

### 3. クリーニング用ポリ包装資材自主回収と再資源化事業再開のための調整

クリーニング用ポリ包装資材の自主回収と再資源化事業の再開に向け、厚生労働省健康局生活衛生課の指導を受けながら環境省との調整作業を進行する。

### 4. 環境保全対策の普及・啓発活動

- ①ドライクリーニング溶剤が揮発性有機化合物（VOC）として大気汚染防止法により自主的な排出抑制の対象物質となっていることを周知させるための啓発活動を行うとともに、石油系溶剤回収乾燥機を普及させるための施策を推進する。
- ②PRTR 制度や土壤汚染対策法の意義と目的を理解し、その精神を普及させるとともに化学物質の管理をはじめ、廃棄物の発生抑制や循環的な利用、適正処理などを実行するための啓発活動を推進する。
- ③石油系溶剤による化学やけどを防止するため、全てのクリーニング業者がドライチェッカーを保有するよう普及に努めるとともに、化学やけどの危険性について呼びかけを行う。
- ④その他、あらゆる機会を通じて環境保全の普及・促進を図る。

### 5. 関係省庁等との連携強化

- ①厚生労働省、環境省、経済産業省等との連携を密にし、環境保全に係る情報収集に努めるとともに、今後予想される新たな諸問題に対して業界の現状を反映できるような活動を行う。
- ②行政等が組織、運営する委員会等へ、業界側委員を積極的に派遣する。

## 6. 調査・研究業務及び情報収集

- ①水質汚濁防止法の改正など、予測される諸問題についての情報収集に努め、対応策を検討する。
- ②CINET や国際クリーニング研究者会議メンバーとの連携による情報収集に努める。
- ③その他、環境保全対策の動向、法令等に関する情報収集及び資料の収集に努め、必要な情報を会員に提供する。

## 日本繊維製品・クリーニング協議会 平成23年度事業計画

日織ク協は、「会員相互の緊密な連携と情報交換等により、繊維製品（以下、「製品」という）及びクリーニング処理等に関する知識を深め、技術・品質の改善向上によりクリーニング事故原因への対策を図り、その防止に努め、もって会員の発展と消費者の利益に資することを目的としている（会則第3条）。消費者庁の設立にもみられるように、国としても消費者保護施策を強力に推進しており、我々としても《国民の財産（衣類等）保護》と言う基本思想を堅持し、会員のみならず各業界に対しても普及・啓発を行なっていくこととする。そのために、四役会、理事会、情報分析委員会、事業推進委員会等の組織内の各機関が従来にも増して有効な連携を図り、各事業に取り組んでいくこととする。

具体的には、平成20年度から3年間をかけ、「Collaboration-Act(協働のための行動)」のスローガンのもと、業界間交流に重点を置いた事業に取り組んだ結果、内外から相応の評価を得ることができ、日織ク協の存在感も示すことができた。平成23年度においてもこの基本路線を踏襲し、日織ク協交流会議、業界交流見学会等を実施することとする。同時にクリーニング事故防止システムについては、インターネットを利用した会員への重要な情報発信事業と位置付け、引き続きメニュー充実を図っていく。

さらに、新規会員獲得を緊要の課題として捉え、母体会員は全力を尽くすとともに、会員獲得のための広報活動のあり方についても検討し、実際に取り組んでいくこととする。これをもって組織の安定化に努めていく。

また新規事業として考えられるのは、今まで日織ク協が積み重ねてきた事業成果や蓄積してきた事故データ等の財産を新たな方法で、外部に発信していくことである。昨年度の第4回日織ク協交流会議では、JISとISO整合化について、いくつかの提言を行ったが、前述の“日織ク協の目的”を具現化するため、蓄積した財産を社会に対して、また関連業界に対して、広く投げ掛けていくことが重要であると考え。この点について、取り組んでいくこととする。

さらに、東日本大震災への支援について、当協議会としても取り組んでいくこととし、各事業の中に反映させていく。

### **1. 「コラボレーション・アクト」の継続**

#### **(1) 第5回日織ク協交流会議の開催**

クリーニングとアパレルの業界間の共通認識を深め、また、お互いの差異を知り相互理解に役立てるための第5回日織ク協交流会議を開催する。なお企画立案等については事業推進委員会を中心に取り組む。また、交流会議当日における東日本大震災への支援募金の呼び掛け、参加費の一部の募金等も行えるよう検討していく。(集まった浄財は、一括して公的な募金機関へ贈ることとする)

また昨年度、交流会議の前段として「ミニ交流会議」も実施しており、少人数で、より深く議論を行えるよう今年度もできれば開催できるよう、調整していく。

## （２）業界交流見学会の実施

相互理解の一番の近道と思われる業界交流見学会を実施することとし、平成２２年度においては、従来の各業界・各業種に加えて消費者センターや縫製工場等の見学を行えるよう、調整していく。

## （３）各種展示会への参加

「クリーンライフ・ビジョン２１」「ボーケン展示会」等、母体会員が主催する展示会に日織ク協PRブースの出展を行う方向で調整を図るとともに、新たなPRの場創出に向けて各母体会員の協力を得ることとする。

## （４）各種セミナー、イベント等でのコラボレーション・アクトPR

母体会員並びに関連団体等が主催するセミナー、イベント等でのコラボレーション・アクトのPRを積極的に行うとともに、それらに対する後援や協賛を積極的に行い、日織ク協活動の主旨を広く理解していただけるよう努めていく。

## （５）日織ク協設立１０周年記念事業についての検討

平成２４年１１月に日織ク協が設立１０周年を迎えるため、コラボレーション・アクトの考え方に基づいた記念事業に取り組めないか、その可否について検討を進める。

## ２．情報発信事業

### （１）クリーニング事故防止システムのメニュー充実

典型的なクリーニング事故事例に関する「事故事例集」の新規アップに向けて、情報分析委員会を中心に検討を行なう。内容的には、毎月定期的に更新される各事故情報データに基づき、さらに詳細な点に踏み込んだものとして各現場の事故防止に貢献できるよう配慮する。また、ファッションの流行や素材・加工情報を提供するメニューについて、引き続きその情報の入手方法等を含めて検討する。

また、会員向けに従来から発信している、①定期的な事故情報、②クリーニング及びアパレルに関する基礎知識（Q&A）、③クリーニング用語辞典についても、内容の充実を図っていく。引き続き、平成２３年度も主にクリーニング業者を対象に、ファッションの流行や素材・加工情報を提供するメニューについてその情報の入手方法等を含めて検討する。

そして、ホームページの体裁についても、会員がより見やすいように配慮していくこととする。

### （２）広く社会に向けた情報発信についての検討・実践

例年発生するクリーニング事故等についての日織ク協の見解（＝各業界の統一見解）を社会に向けて発信するための準備を進めることとする。できれば年度内に１件以上の情報発信を行う。

また、第４回日織ク協交流会議でJISとISOに関する提言を行ったが、この内容について、できる範囲で国等の各機関に文書として提出するよう準備を進める。

#### 《参考：交流会議における日織ク協からの提言》

- ①法定表示のみでは、実際の各現場にとっての必要不可欠な情報を満たしていない。そのように考えると任意表示は必須のものである。しかし、任意表示の多くは衣類に縫い付けがされていないため、

消費者によって破棄されてしまう。そのため、衣類に関わる全ての業界、そして国民誰もが正確な情報を把握できるよう、アパレル等が任意表示の衣類への縫い付けを徹底するべき。

②そして任意表示の用語については、衣類に関わる全ての業界、そして国民誰もが理解できるよう、可能な限り統一化・標準化を図る。これはアパレル業界全体で取り組むべきことであり、日本アパレル産業協会の作成したガイドラインが参考になるだろう。

③国は、各業界現場の実情を今以上に把握し、J I SとI S Oの整合化の議論に一層邁進していただきたい。特に各業界や国民に徹底・啓発する仕組み作りに取り組んで欲しいし、また日織ク協としても積極的にそのようなことに協力していく。

④表示全般について、消費者教育を徹底する。また、教育自体のあり方を改めるために各業界、または日織ク協が関係方面へ働きかける必要がある。

⑤そして、衣類の表示が、国民にとって、また各業界にとって、よりよいものとなるよう、各業界が連携して議論を深めることが必要。

### **(3) クリーニング事故情報の収集及び検討・分析**

情報分析委員会が主体となって、クリーニング事故情報の収集や既存の情報内容の充実を図っていくものとする。

#### **①情報の整理等に関する事項**

情報分析委員会において、クリーニング事故報告データ等に対して検討並びに確認作業を行い、クリーニング事故防止システムの新着情報、緊急呼び掛け等に公開する。

#### **②クリーニング事故情報データの分析**

情報分析委員会において、クリーニング事故情報の傾向を分析しその技術的な防止策を検討し、前述の統一見解のベースとなる検討を行なう。

#### **③クリーニング関係からの事故情報データの収集**

理事会並びに情報分析委員会が主体となって、クリーニング事故防止システムのデータベース充実を図るため、クリーニング総合研究所の鑑定データなど、母体会員からクリーニング事故情報についての収集事業を推進する。

#### **④検査機関、アパレル関係からの事故情報関連データの登録**

理事会並びに情報分析委員会が主体となって、各検査機関、及びアパレル関係からのクリーニング事故情報の提供の働きかけを行なう。

## **3. 加入促進・PR事業**

### **(1) 加入目標数の設定**

各母体会員の特性等を考慮しながら加入目標を定め、日織ク協をあげて加入促進に取り組むこととする。全体としては、新規の加入目標数はA会員30（前年度比10会員増の目標値）、B会員70（前年度比20会員増の目標値）とし、この数値を達成できるよう取り組んでいくこととする。

なお、各母体会員では日織ク協理事を中心に、年度内に5会員以上の獲得を目途に活動していく。

## **(2) 広報活動の充実**

新規会員獲得はもとより日織ク協の役割等をPRすることを目的として、各母会員並びに日織ク協理事は、①自らが発行する広報紙・誌での紹介、②それぞれの業界の業界紙・誌等への掲載の働き掛けに尽力することとする。

具体的には、消費者関係機関は消費者向けの新聞や各自治体の広報紙等、アパレル・検査機関はアパレルやテキスタイル等の業界紙・誌、また、クリーニング業界はクリーニング業界紙・誌に働き掛けを行うように努める。

## **(3) 加入促進月間の設定**

昨年に引き続き、日織ク協への加入促進とクリーニング事故防止システムの普及のための月間を設ける。平成24年2月～3月の2カ月間の予定で、無料で利用していただける期間を1週間設定し、また、キャンペーン用のチラシなどを作成する。なお、加入促進月間中の新規加入者(社)は平成24年度からの正式加入とする。

## **(4) 日織ク協活動PRのための講習会等への役職員派遣**

日織ク協の活動全般をPRするため、各母体会員・日織ク協理事は、講習会等において、その機会を提供するよう努めていくこととする。

## **(5) 消費者行政の関係機関(消費者センター等)及び団体の加入促進**

消費者庁の設立に伴い、消費者行政に関わる機関・団体もクリーニング事故に関わる各種情報収集を一層行っていくと思われ、また日織ク協としても消費者サイドからの各業界への指導があれば、会員団体・企業の経営上の発展にもつながることが期待される。そのような観点から、日織ク協の主旨でもある「消費者の利益に資する」ことを鑑み、消費者行政関係機関・団体等にも積極的に我々の輪の中に入れていただけるよう加入促進を図っていく。

## **(6) 「日織ク協コミュニケーションズ」の発行**

昨年に引き続き、日織ク協役員間のコミュニケーションを図るために、「日織ク協コミュニケーションズ」を月1回以上、発行する。

## **4. 会員管理事業**

昨年度に引き続き、日織ク協におけるクリーニング事故防止システムの運営に当たって、「会費自動振替システム」の利用推進を行う。